

秋田県公安委員会告示第37号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は公示の日から3年間とする。

令和4年4月12日

秋田県公安委員会

通知番号	申請者・製造業者	種類	型式名	検定番号
59	マルホン工業株式会社 代表取締役 西出 晃央 愛知県春日井市桃山町一丁目127番地	ぱちんこ	P真シャカRUSH A	第1P1699号
60	マルホン工業株式会社 代表取締役 西出 晃央 愛知県春日井市桃山町一丁目127番地	ぱちんこ	P真シャカRUSH A2	第2P0009号
61	マルホン工業株式会社 代表取締役 西出 晃央 愛知県春日井市桃山町一丁目127番地	ぱちんこ	Pゴールデン鳳凰∞～ 全突アクセルスペック ～	第1P1800号
62	株式会社大一商会 代表取締役 市原 高明 愛知県北名古屋市沖村西ノ川1番地	ぱちんこ	P真・一騎当千FM- V	第210005号